

# 社会福祉法人 横浜共生会

## 港北区地域生活体験室 運営規定

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人横浜共生会が横浜市港北区に設置する港北区地域生活体験室（以下、体験室と称する）は、障がいがある方が今後の暮らしを考える機会として、宿泊体験の場を提供する。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、関係機関と綿密に協議を重ねた上で実施していく。また、宿泊体験を経て得られた情報は、必要に応じて利用者本人、家族、支援機関と共有し、次のステップの方向付けにつながるように支援する。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う支援室の名称、所在地及び連絡先は、次のとおりとする。

- ①名称 港北区地域生活体験室
- ②所在地 〒223-0056 横浜市港北区新吉田町 6001-6  
社会福祉法人横浜共生会横浜らいず内 社員寮 横浜らいず 205 号室
- ③連絡先 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 518-6  
社会福祉法人横浜共生会 しんよこはま地域活動ホーム  
TEL045-531-4400 FAX045-531-6200  
〒223-0056 横浜市港北区新吉田町 6001-6  
社会福祉法人横浜共生会横浜らいず  
TEL045-592-1011 FAX045-592-0105

### (職員の職種、人員数及び職務の内容)

第4条 支援室の把握・管理及び職務内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 2名（横浜らいず施設長、港北区基幹相談支援センター所長）
- ② 現場責任者 1名（港北区基幹相談支援センター 地域生活拠点事業担当）
- ③ 担当者 1名（港北区基幹相談支援センター 基幹相談員）

本事業の実施にあたっては、横浜らいずと港北区基幹相談支援センター内での情報共有を行いながら運営していく。また、基幹相談員は、利用者、家族、支援機関とも連携を図り、円滑に事業が運営できるようにする。

(開業日及び開室時間等)

第5条 支援室の開業日及び時間は、次のとおりとする。

- ① 開業日 原則、月曜から金曜とする。ただし土日についても相談に応じる。
- ② 宿泊について原則チェックイン15:00 チェックアウト10:00 (相談可)  
(支援室の提供、内容及び利用料等)

第6条 支援室の提供方法及び内容は次のとおりとし、利用料の額は下記金額とする。

- ① 提供内容について  
利用時間・内容等の詳細な条件については、個別の利用相談に応じ、港北区基幹相談支援センター内で協議の上決定する。
- ② 宿泊利用料金について  
1泊 1,000円とする。(水・光熱費含む)
- ③ 外部社会資源の活用について  
利用者の実態に応じ、ヘルパー等、外部の社会資源を利用した宿泊も可とする。社会資源の利用調整については、相談支援専門員等と連携を図りながら進めていく。
- ④ 基幹相談員の介入について  
アセスメント、夜間の見守り等、必要に応じて介入できることとする。原則として入浴、調理、洗濯等、直接的な介助・助言は行わない。

(利用料の支払いについて)

第7条 利用者は事前に宿泊料を支払うものとする。支払い方法については、利用者、家族、関係機関と確認の上決定する。また支払いに際しては、請求・領収書を発行する。

(緊急時等の連絡について)

第8条 8:30から17:00までについては港北区基幹相談支援センター海・相談室(045-534-1214)及びしんよこはま地域活動ホーム(045-531-4400)に連絡。またそれ以外の時間についてはしんよこはま地域活動ホームに連絡する。  
宿泊時、天災や火災等、不測の事態が発生した場合は、横浜らわずと速やかに連携を図り、対応を検討する。

(事業の実施地域)

第9条 主な利用対象は原則として、港北区内及び近隣区に居住するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 支援室において事故が発生した場合には、速やかにしんよこはま地域活動ホーム及び法人本部と連携し、横浜市及び関係機関等に連絡報告するとともに必要な場合、利用者家族にも連絡を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 支援室利用について利用状況がわかるものを用意しておく。

①支援室

- ・利用者ノート（アセスメント資料含め利用日及び体験記録等を記載）

②港北区基幹相談支援センター及びしんよこはま地域活動ホーム

- ・支援室の当日等利用表
- ・夜勤者ボードへの情報提供用紙

③横浜らいず

- ・支援室の当日等利用表

附則

この規定は、令和4年2月1日から施行する。